

## 【概要】

- 医療保険制度改革関連法による国民健康保険法の一部改正により、平成30年度から都道府県にも国保事業の運営に関する重要事項を審議するため、国民健康保険運営協議会を設置することとされた。（改正国保法 § 11①）
- 医療保険制度改革関連法附則第7条の規定により、平成30年3月31日までに都道府県国保運営方針を定める必要があり、同法附則第9条の規定により同日以前において必要な条例を定めることができることとされた。



**【大阪府の対応】** 大阪府国保運営方針等について審議する場である「**大阪府国民健康保険運営協議会**」を平成28年度から設置  
＜大阪府議会 平成28年9月定例会（前半）で設置条例案可決。平成28年10月28日施行＞

## 【主な審議内容】（改正国保法 § 11①）

- 国保事業の運営に関する事項で都道府県が処理するもののうち、
  - ・ 国保事業費納付金の徴収
  - ・ 国保運営方針の策定
  - ・ その他の重要事項について審議

## 【委員構成】 合計15名

- 被保険者代表 4名
- 保険医又は保険薬剤師代表 4名
- 公益代表 4名
- 被用者保険等保険者代表 3名

## 【任期】

- 3年  
(ただし、当初は  
H30.3.31まで)

## 検討のポイント

### 【大阪府国保運営協議会の事務局体制】

- 大阪府国保運営協議会について、「都道府県国保運営方針策定要領」を踏まえ、同協議会の審議における市町村の参画方法を検討する必要がある。



### 【事務局案】

大阪府国保運営協議会の事務局について、大阪府が中心に対応することになるが、市町村代表として、「**国保広域化調整会議**」の座長・副座長市が事務局の立場で審議に参画する。

### 【参考】都道府県国民健康保険運営方針策定要領（抜粋）

2. 策定の手順等
- (4) 都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会における審議
  - 都道府県は、法第11条第1項に基づき、都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会（以下「都道府県の国保運営協議会」という。）において、国保運営方針の案を審議しなければならない。
  - ※ 市町村については、連携会議における意見調整及び市町村への意見聴取のプロセスを経ていることから、都道府県の国保運営協議会の構成員ではなく、事務局の立場から審議に参画することを想定している。